

小田原市新病院建設基本計画（意見書の反映）について

令和２年（2020年）11月20日付けで小田原市議会議長から小田原市長に対して提出された「小田原市新病院建設調査特別委員会 委員会意見書」の内容については、次のとおり小田原市新病院建設基本計画に反映しました。

<意見及び反映状況等一覧>

意見	反映状況等
「第１章 全体計画」について	
ア 「新病院のあるべき姿」という表現については、地域基幹病院としての機能を十分に発揮していく強い意思を示すため、より主体的な文言とすること。	・ P 3 「３．新病院のあるべき姿」→「３．新病院の目指す姿」に改めた。
イ 新病院の健全経営について検討することは重要であるが、「地方独立行政法人化」については、新病院建設とは別に十分な検討を行った上で、議会での審議を経て決定すべきものであるため、本計画への記載にはなじまないもので、修正すること。	・ P 3 「（５）経営の健全化」の「・・・地方独立行政法人化を視野に入れ、まずは、令和３年度からの全部適用への移行を予定しています」を削除した。
ウ 新病院の役割・機能については、現状からどのように変わるかという点に市民の関心が高いことから、新病院において新設する役割や拡充する機能などは、より明確に表現するよう工夫すること。	・ P 4 「４．新病院の役割・機能」の１ポツ目「新病院においては、公立病院及び地域の基幹病院としての役割を果たせるよう、現在の機能を充実させていくほか、新感染症などの医療ニーズの変化にも適切に対応していきます」→「新病院においては、県西二次保健医療圏における公立病院及び基幹病院としての役割を果たせるよう、引き続き現在の役割の維持とそれぞれの機能を充実させていくほか、新たに新感染症などの医療ニーズの変化にも適切に対応していきます」に改めた。 ・ 病院施設の機能の充実としては、全面建替えのため、広さ、動線、構造、設備、運用面等多岐に渡っており、その内容は部門計画や建設計画に明記しているが、現況と比較できるよう、P 64 「（３）施設の現況」を追記した。

エ 緩和ケアの充実については、地域がん診療連携拠点病院として、入院を希望する患者や家族の意向に対して臨機応変な対応が取れるよう、より具体的に記載すること。	・ P 6 「(3) 地域がん診療連携拠点病院」の 5 ポツ目「緩和ケア医療の充実に努めます」→「年々増加しているがん患者の緩和ケアニーズに柔軟に対応するため、院内・院外の様々な部署や機関との連携体制を構築し、緩和ケア医療の充実に努めます」に改めた。
「第 2 章 部門計画」について	
ア 患者の負担軽減と医療従事者の業務効率化のため、健康保険や介護保険等の各種公的手続きを支援する窓口の設置に向けた研究について記載すること。	・ P 11 「(1) 基本方針」の 2 ポツ目「医療や福祉、介護・・・総合的にサポートします」→「医療や福祉、介護等・・・総合的にサポートします。また、当該関連手続きを支援する機能の付加についても研究します」に改めた。
イ 感染症対策として、感染症流行時でも、入院患者とその家族らが面会できるように必要な配慮をする旨を示すこと。	・ P 33 「(1) 患者中心の施設整備」の 6 ポツ目「医療安全や感染管理、プライバシーの保護に配慮した安心・安全な医療環境を備える施設とします」→「医療安全や感染管理、プライバシーの保護に配慮した安心・安全な医療環境を備える施設とします。なお、入院患者と家族が感染症のリスクを負わずに顔が見える環境を整備します」に改めた。
「第 7 章 建設計画」について	
ア 建設地については、河川氾濫、及び工事車両等の増加に伴う渋滞や騒音等の周辺環境への影響等の様々なリスクについても明確にし、それらの対策についても十分に講じる旨を示すこと。	＜河川氾濫のリスクと対策＞ ・ P 6 「(6) 災害拠点病院」に、浸水ハザードマップ等氾濫リスクが分かる図を追記した。また、氾濫対策は記載のとおりであり、設計段階で具体化する。 ＜工事車両等増加に伴う渋滞や騒音等の周辺環境への影響のリスクと対策＞ ・ P 35 ＜現地建替えにおける計画の視点＞に「工事中の交通環境や騒音等に配慮した計画とする」を追記した。 ・ 交通対策は、土工事やコンクリート工事の際、一日当たり 50～60 台程度の大型車両の出入りが想定されるが、県道への影響を抑えるため、本体工事は接続道路整備後に実施する。 ・ 騒音対策は、技術提案の評価対象とするなどして低減化に取り組む。
イ 患者サービス向上のため、路線バスの乗り入れやすいロータリーの配置や、タクシーや障がい者用車両の乗降スペースの設置について、十分に配慮することを記載すること。	・ P 38 「②施設配置計画」の 4 ポツ目「ロータリーは、エントランス前に配置する計画とします」→「ロータリーは、来院車両が利用しやすく、障がい者等の乗降機能を備えた構造とし、エントランス前に配置する計画とします」に改めた。

「第8章 整備手法」について	
ア 整備事業費の適正管理には、CM（コンストラクション・マネジメント）会社の支援が重要となるため、その業務に対する適正な評価を行い、建設費の内訳及びその増減などを市民にも分かりやすく伝えていく旨を示すこと。	・ P47【医療制度の変更等への対応】の2ポツ目「設計から完成まで、CM 会社の支援によるマネジメントを行うものとする」→「設計から完成までの各段階において、工程管理、品質管理、コスト管理等の各種マネジメント業務を CM 業者の支援により実施（下図参照）するものとする」に改め、＜CM 方式のスキーム図＞を追記した。 ・ P48＜本事業独自の取組のイメージ＞の支援の項目に「※協定締結時、工事請負契約時等の各段階において、事業費の内容を明らかにすることで透明性を担保する」を追記した。
イ 整備に係る各種業務の発注については、事業者間の競争性と公平性を担保しつつ市内事業者の活用が図られる整備手法とする旨を、より具体的に記載すること。	・ P48 の2ポツ目「発注にあたっては、地域に貢献できる方式を検討します」→「発注にあたっては、解体工事、外構工事等付帯工事の分割発注等による地元建設事業者の受注機会の確保や、現場運営における建設事業者以外の業種の活用等、地域経済に広く貢献できる方式を検討します」に改めた。
その他の事項について	
ア 市民にとって分かりやすい記載となるよう、専門的な医療用語等については適宜注釈を付けること。	・ 各ページの専門的な医療用語等には「※番号」を付し、P54～P59に「用語の説明」を追記した。

総括

市民のいのちと暮らしを守る新病院については、県西二次保健医療圏において重要な役割を果たすべき地域基幹病院として、また、災害拠点病院として、必要な整備は十分に行われるべきである。

しかしながら、整備事業費については、本計画において建設地等の新病院の詳細が明らかになることにより、必要な付帯工事等も見込んで詳しく積算した結果、概算整備事業費の総額は約 288 億円となっている。

今後、次世代に負担を残さないためにも、整備事業費を抑える工夫の徹底と、開院後の収益性の向上を目指した施設整備を両輪として、本計画を策定するよう強く求めるものである。

については、本計画の策定後も、想定されている駐車場における官民連携事業手法（PPP）だけでなく、あらゆる方策を検討し、安定的な病院経営を持続可能とするよう事業に取り組まれない。

なお、新病院の建設は、市民にとって非常に関心が高い大規模事業であることから、今後も引き続き早期開院に向けて最大限に取り組まれるとともに、十分に市民周知を図られたい。

- ・ P48 の 1 ポツ目「また、契約方式は、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と、・・・」→「また、契約方式は、技術提案（提案価格を含む）による総合的な評価に基づき優先交渉権者として選定された者と、・・・」に改めた。
- ・ P50「1. 整備事業費」の 3 ポツ目「厳しい財政状況を踏まえ、事業費の縮減や国や県の補助金等の確保に努めるほか、官民連携事業手法の活用も検討していきます」→「厳しい財政状況を踏まえ、国や県の補助金等の確保に努めるほか、基本設計からの DB 方式をベースとした本事業独自の整備手法による事業費の縮減や官民連携事業手法（PPP）を活用した駐車場整備・運営など経済性を考慮した施設整備も検討していきます」に改めた。